

☆ 過去問講座 厚生年金保険レジュメの訂正

恐れ入りますが、[過去問講座 厚生年金保険レジュメの7ページ](#)に訂正箇所が1箇所判明いたしました。恐れ入りますが訂正をお願いいたします。

【誤】

【現況届が必要な場合】

対象者	提出物	提出期限	提出先
① 住民基本台帳法の規定による本人確認情報の提供を受けることができない受給権者等	現況届	毎年社会保険庁長官が指定する日 ↓ 誕生日の属する月の末日	社会保険庁長官
① 加給年金額の対象者がある老齢厚生年金の受給権者等			
② 加給年金額の対象者がある障害厚生年金の受給権者等			
④ 年金給付の受給権者であって、その障害の程度の審査が必要であると認めて社会保険庁長官が指定した者	障害の状態に関する医師の診断書 ※ 指定日前1年以内 に作成された物でなければならない。		

【重要ポイント】

- ※ 次のいずれかに該当する場合 → 届出が不要である。
- ① 年金たる保険給付の**全部につき支給停止**されているとき。
 - ② 老齢厚生年金の裁定が行われた日又はその全額につき支給停止がされていた老齢厚生年金の支給停止が解除された日以後**1年以内**に指定日が到来する年であるとき。
 - ③ 障害厚生年金の裁定が行われた日又はその全額につき支給停止がされていた障害厚生年金の支給停止が解除された日以後**1年以内**に指定日が到来する年であるとき。
 - ④ **年齢到達**により加給年金の対象者として不該当になったときは、加給年金不該当届は不要である。

【正】

【現況届が必要な場合】

対象者	提出物	提出期限	提出先
① 住民基本台帳法の規定による本人確認情報の提供を受けられない受給権者等	現況届	毎年社会保険庁長官が指定する日 ↓ 誕生日の属する月の末日	社会保険庁長官
③ 加給年金額の対象者がある老齢厚生年金の受給権者等			
④ 加給年金額の対象者がある障害厚生年金の受給権者等			
④ 年金給付の受給権者であって、その障害の程度の審査が必要であると認めて社会保険庁長官が指定した者	障害の状態に関する医師の診断書 ※指定日前 1月以内 に作成された物でなければならない。		

【重要ポイント】

- ※ 次のいずれかに該当する場合 → 届出が不要である。
- ① 年金たる保険給付の**全部につき支給停止**されているとき。
 - ② 老齢厚生年金の裁定が行われた日又はその全額につき支給停止がされていた老齢厚生年金の支給停止が解除された日以後**1年以内**に指定日が到来する年であるとき。
 - ③ 障害厚生年金の裁定が行われた日又はその全額につき支給停止がされていた障害厚生年金の支給停止が解除された日以後**1年以内**に指定日が到来する年であるとき。
 - ④ **年齢到達**により加給年金の対象者として不該当になったときは、加給年金不該当届は不要である。